板橋区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

板橋区耐震改修促進計画(令和4年2月改訂)に定めた住宅に関する耐震化の目標の達成に向け、住宅所有者に対し直接的な耐震化の促進、耐震診断実施者に対する耐震化の促進、改修事業者の技術力向上、一般区民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

板橋区耐震改修促進計画の耐震化の目標の中で「住宅については、令和7年度末までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消とする。」と掲げている。

この目標を達成するために耐震化率が低い木造住宅に重点を置き、耐震化率の向上を図る。

〇住宅の令和2年度末における旧耐建築物の耐震化率(平成30年の住宅・土地統計調査をもとに推計)

建築物の分類	総戸数	未耐震住宅	耐震化住宅
木造住宅	76, 120 戸	14,904 戸	61,216戸(80.4%)
非木造住宅(併用住宅含 む)	228, 921 戸	27, 624 戸	201, 297戸(87. 9%)
住宅全体	305,041 戸	42,508 戸	262,513戸(86.1%)

※「板橋区耐震化促進計画 2025 追録版」より

2 位置づけ

板橋区耐震改修促進計画(令和4年2月改訂)」に基づき策定。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は区内全域

4 対象建築物

対象とする建築物は、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震の木造建築物及び平成12年5月31日以前に建てられた新耐震基準の木造建築物

5 計画期間

令和4年度から令和7年度まで

6 取り組み方針

- 対象建築物に耐震化の意識啓発及び助成制度の資料のポスティングを行う。 問い合わせがあった住宅所有者に対し戸別訪問を行い、直接案内を行う。
- 耐震化支援事業をまとめたパンフレットを作成し、周知を行う。
- 区広報と連携し、耐震化支援事業の情報を掲示し、周知を行う。
- 建築士を招いた耐震相談会で、耐震化支援事業の情報を周知を行う。
- 耐震診断を実施した木造住宅所有者へ、耐震改修工事等の勧告を行う。
- ・耐震改修事業者の技術力向上を図る取り組みを行い、木造住宅所有者が耐震 化を検討する際、耐震改修事業の選定が容易となる様、ホームページや窓口で 配布する。

7 実績公表

戸別訪問の実績件数については、板橋区都市整備部建築安全課のホームページ等により公表するものとする。